平成２１年（フ）第１０７０２号
東京都江戸川区一之江７丁目34―３―401
債務者　伊藤　勇実
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７０３号
神奈川県川崎市麻生区高石４丁目21―９　第２関山荘101
債務者　青山　徳久
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７０４号
東京都大田区西糀谷１丁目４―14
債務者　若林　　寛
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７０５号
茨城県龍ケ崎市7569―４―207
債務者　星　　育雄
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７０７号
東京都練馬区中村３丁目37―18
債務者　森下　武一
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７０８号
東京都練馬区中村３丁目37―18
債務者　森下美代子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７１０号
東京都北区神谷１丁目26―３―201
債務者　堀越　成子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７１４号
神奈川県藤沢市長後2678―３
債務者　松原　英夫
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７１５号
東京都豊島区西巣鴨３丁目２―１―402
債務者　畑　眞由美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７２６号
東京都渋谷区恵比寿１丁目30―12―703
債務者　野中　雅美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７２７号
東京都足立区谷中３丁目７―17―103
債務者　外山　理沙（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７５２号
東京都江東区北砂５丁目10―３
債務者　永山　　明
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７５４号
東京都豊島区池袋本町１丁目15―12―301
債務者　鈴木　修平
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７５６号
千葉県千葉市中央区末広２丁目14―４―Ａ―201
債務者　河野　福義
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７６１号
千葉県我孫子市本町１丁目２―２―505
債務者　西村弘士郎
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７６４号
東京都練馬区大泉町６丁目18―８―203
債務者　十河　真美（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部